

2020年3月23日  
広島ガス東中国株式会社

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の特別措置について

広島ガス東中国は、昨今の全国的な新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、3月19日に資源エネルギー庁からの要請「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請について」が発出されたことを受け、休業や失業等により緊急小口資金等の特例貸付の適用を受けたお客さまに対してガス料金の特別措置を実施いたします。

特別措置による供給条件の内容については、以下の通りです。

### 1. 特別措置対象のお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受けたお客さまで、当社にお申し出いただいた場合に適用いたします。

### 2. 特別措置の内容

お申し出のあったお客さまの2020年2月(最終支払期限日※が3月25日以降となるものに限ります)、3月および4月検針分の各ガス料金の最終支払期限日をそれぞれ1カ月間延長いたします。

※最終支払期限日… 検針によりガス料金が確定した日の翌日から起算して58日目

### 3. 適用開始日

2020年3月25日(水)

※お申し出受付開始日も3月25日(水)といたします。

### 4. お客さまのお問い合わせ先

福山本店 電話 084-955-3311

尾道支店 電話 084-933-4141

岡山支店 電話 086-282-3106

府中支店 電話 0847-45-3054

本件に対する受付時間 月曜日～土曜日 午前9時から午後5時まで

以上